

平成 23 年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	728,401	498,993	494,636
		補正予算(b)	-	0	0	0
		繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	728,401	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	678,188	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策基本法案					

測定指標	1 温室効果ガスの排出量(CO2換算ト)	基準値	実績値					目標値
		2年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	62年度
		12億6,100万	13億6,500万	12億8,100万	12億700万	12億5,800万	調査中	2億1,180万
		年度ごとの目標値						
	2 世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	-
		年度ごとの目標値						
	3 気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	「気候変動への賢い適応」の策定	温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	-
		年度ごとの目標値						

目標の達成状況	<p>○我が国が地球温暖化対策に取り組むための基本的な要素を定めた地球温暖化対策基本法案については、平成22年3月に、第174国会に提出されたものの、同年6月に国会閉会に伴い審議未了にて廃案となった。その後、同年10月に、同法案を再度閣議決定して第176国会に提出し、同年12月には国会閉会に伴い継続審議となっている。</p> <p>また、平成22年4月に、中央環境審議会地球環境部会に中長期ロードマップ小委員会を設置。同小委員会において、平成22年3月に公表した中長期ロードマップ(小沢大臣試案)の精緻化を図り、平成22年12月には、「中間整理」を取りまとめた上で、地球環境部会に報告した。</p> <p>その後、平成23年7月に中長期ロードマップ小委員を改組し、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○世界全体で低炭素社会の構築を推進するために、平成20年のG8環境大臣会合の議論を踏まえ、低炭素社会研究の推進と政策への反映を目的とした国際的な研究機関のネットワークである「低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)」が平成21年に発足し、現在は、G8加盟国を中心に7カ国の16研究機関が参加している。平成23年度は、9月に第3回年次会合をフランス(パリ)で開催した。さらに、アジア地域においても同様の低炭素社会研究に係るネットワークを構築すべく、平成22年度から23年度にインドネシア、タイ、カンボジア、マレーシアでワークショップを開催し、地域の能力開発への貢献と域内各国の研究者のネットワーク化を進めた。</p> <p>○国内における温暖化の影響と適応策に関する科学的知見を取りまとめたパンフレット『適応への挑戦2012』を作成し、国内における温暖化の影響と適応に係る普及啓発に努めた。アジア太平洋地域においても、前年度に引き続き、域内各国の適応関連の情報共有及び能力開発のためのネットワークである「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)」に主導的な立場で参加し、適応に係る我が国の知見やノウハウの情報発信を行い、域内各国の能力開発の支援を行った。また、平成24年3月には、アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有等を促進した。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として25%削減するという中期目標、2050年に1990年比で80%削減するという長期目標を掲げている。この削減目標を達成し、低炭素社会を実現するためには、平成24年(2012年)を期限とする現行の京都議定書目標達成計画に代わる計画を策定し、総合的・計画的な地球温暖化を進めていく必要がある。</p> <p>そのため、平成22年度には、中長期目標、基本原則、基本計画、基本的施策など、我が国が地球温暖化対策を進めていくための基本的な要素を定める地球温暖化対策基本法案を国会に提出し、その成立を期すとともに、中環審地球部会において中長期の地球温暖化に関する対策施策の姿(中長期ロードマップ)の精査を進めてきたところ。今後、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて白紙から見直すこととされたエネルギー政策と表裏一体で温暖化対策を検討する必要があることから、平成25年度(2013年度)以降の温暖化対策を総合的・計画的に推進する方策について検討を進めており、平成24年6月中央環境審議会地球環境部会で、2013年以降の対策・施策に関する報告書(地球温暖化対策の選択肢の原案について)をとりまとめた。今後、エネルギー・環境会議は、中央環境審議会等の関係会議体が策定した原案をとりまとめ、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示し、国民的な議論を進め、平成24年夏を目途に革新的エネルギー・環境戦略をまとめる予定。同戦略を踏まえ、早急に2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。</p> <p>○世界全体で低炭素社会を実現するためには、各国が参加する研究ネットワーク活動による低炭素社会研究の促進と、研究成果の政策への反映が重要である。このため、平成24年度以降も、引き続きLCS-RNetによる取組を進めるとともに、経済成長に伴う温室効果ガスの排出増が懸念されるアジア地域において、LCS-RNetのアジア版である「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を構築し、域内各国の低炭素社会研究に係る連携と能力強化を促進する。</p> <p>○地球温暖化対策としては、排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠であり、影響評価と適応に係る取組を一層強力に推進することが必要である。このため、平成24年度は、文部科学省及び気象庁と連携しつつ、また、最新の知見を踏まえ、気候変動の観測・予測及び影響評価をまとめた統合レポートを作成する。更に、関係省庁と連携しつつ、気候変動及びその影響の予測評価方法の高度化と、我が国が今後取り組むべき適応策を取りまとめた「適応計画」の策定に着手する。また、アジア太平洋地域には、気候変動への脆弱性が高い地域や、温暖化の影響への適応のための能力の不足が懸念される国があることから、APANの活動を強化し、我が国の知見を各国と共有しつつ、途上国支援の取組を推進する。</p>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○平成22年4月から12月にかけて中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会を19回開催し、平成22年3月に公表された中長期ロードマップ(小沢大臣試案)の精緻化を行うため、学識者の意見を聴取した。</p> <p>○平成22年4月から12月にかけて中央環境審議会地球環境部会を4回開催し、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で精緻化を行った中長期ロードマップについて審議を行った。</p> <p>○平成23年7月に中長期ロードマップ小委員を改組し、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○「賢い適応」、「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」、「気候変動適応の方向性」の作成にあたっては、いずれも専門家による検討会、委員会を設置し、会での議論を基に各報告書を作成した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>低炭素社会推進室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査企画官 福島 健彦</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年 6月</p>
--------------	---------------------------	---------------	---	-----------------	---------------

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制				
施策の概要	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。				
達成すべき目標	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	-	18,684,509	27,218,272	42,823,686
	補正予算(b)	-	0	74,023,498	0
	繰り越し等(c)	-	2,220,687	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	-	20,905,196	(※記入は任意)		
執行額(千円)	-	17,365,746	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		10億5,900万	12億1,800万	11億3,800万	10億7,500万	11億2,300万	調査中	(H20~24年度平均)10億7,600万~10億8,900万
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		2年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1億5,100万	1億2,300万	1億1,900万	1億1,000万	1億1,100万	調査中	(H20~24年度平均)1億3,200万
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	3 代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		7年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		5,120万	2,410万	2,370万	2,170万	2,350万	調査中	(H20~24年度平均)3,100万
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>2009年度の温室効果ガスの総排出量は、12億700万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%下回っている。ここから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林経営による吸収量確保の目標(基準年排出量の約3.8%) ② 政府としてのクレジット取得の目標(基準年排出量の約1.6%) ③ 電気事業連合会が2009年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(基準年排出量の約6.7%) <p>を差し引くと、-13.7%となり、2009年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標を達成するレベルとなっている。</p> <p>また、2010年度の温室効果ガスの総排出量は、12億5,800万トンで、京都議定書の基準年比では0.3%下回っている。ここから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林経営による吸収量確保の目標(基準年排出量の約3.8%) ② 政府としてのクレジット取得の目標(基準年排出量の約1.6%) ③ 電気事業連合会が2010年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(基準年排出量の約4.4%) <p>を差し引くと、-10.1%となり、2010年度も吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標を達成するレベルとなっている。2010年度の温室効果ガス排出量を種類別で見ると、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスについては、基準年排出量を下回っている一方、エネルギー起源二酸化炭素については、基準年比6.1%増加している。</p>
------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>平成23年7月から24年6月にかけて中央環境審議会地球環境部会を17回開催し、温暖化対策の進捗状況及び今後の対策・施策について審議を行った。 今後、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、引き続き、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>低炭素社会推進室長 土居 健太郎 地球温暖化対策課 室石 泰弘 市場メカニズム室長 上田 康治 フロン等対策推進室 長 高澤 哲也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年 6月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	---------------

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保				
施策の概要	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。				
達成すべき目標	平成24年度までに我が国の森林の温室効果ガス収集量を1,300万炭素トン確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	46,262	29,209	23,201
	補正予算(b)	-	0	0	0
	繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	46,262	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	43,715	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画				

測定指標	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1 温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	-	4,400万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	4,700万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	4,990万 ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上している点に注意。	推定中	(20~24年平均) 4,767万
年度ごとの目標値							
		施策の進捗状況(実績)					目標
							年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	気候変動枠組み条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、2011年4月に条約事務局に我が国における2009年の京都議定書に基づく吸収量を報告した。
	目標期間終了時点の総括	我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量4767万CO2トン(基準年総排出量比の約3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針(「土地利用、土地利用変化及び林業に関するIPCCグッドプラクティス」)に則し、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る吸収量の試行的な報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20~24年)における、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の改善に向けた検討を引き続き行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名	低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査企画官 福島 健彦	政策評価実施時期	24年 6月
-------	-------------------	--------	---	----------	--------

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進				
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。				
達成すべき目標	平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億取得する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	23,038,257	12,090,465	7,765,566
	補正予算(b)	-	0	0	0
	繰り越し等(c)	-	4,055,778	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	27,094,035	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	26,367,421	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画				

測定指標	クレジット取得量(CO2換算ト) 1 ※京都議定書目標達成計画に基づき政府が取得する量	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	25年度
	-	約1,540.4万(※契約量)	約3,103.5万(※契約量)	約4,150.0万(※契約量)	約400.0万(※契約量)	0(※契約量)	(18年度から25年度までの累積量)約1億	
	年度ごとの目標値							
	-	施策の進捗状況(実績)					目標年度	
	平成24年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量8,959万トン)のクレジットを取得契約済み。					25		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度に765.5万トン(二酸化炭素換算)のクレジットが日本政府口座へ移転された。
	目標期間終了時点の総括	2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成24年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を引き続き実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
-------------------------------	--

担当部局名	市場メカニズム室	作成責任者名	市場メカニズム室 長 上田 康治	政策評価実施時期	24年 6月
-------	----------	--------	------------------------	----------	--------

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	457	465	640	
		補正予算(b)	328			
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	785	465	(※記入は任意)	
執行額(千円)	636	424	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 資源生産性(GDP÷天然資源等投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		約26	36.1	36.2	40.3			42
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		約10	13.5	14.1	14.9			14~15
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 廃棄物最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		約56	27	22	19			23
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	各指標とも順調に推移しており、平成21年度時点で、循環利用率及び最終処分量は目標を達成している。
	目標期間終了時点の総括	循環型社会形成推進基本計画に定められている、我が国におけるものの流れ(物質フロー)に係る指標は、3Rの取組の進展等により、目標に向け順調に推移しているが、他方で、①今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されること、②東日本大震災を契機として、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることから、これまで進展した循環の量に着目した取組に加え、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進める必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	平成23年8月から8回にわたって開催した中央環境審議会循環型社会計画部会において、第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果について」:環境省
---------------------------	---

担当部局名	循環型社会推進室	作成責任者名	永島 徹也	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑なリサイクル等の推進				
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。				
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	398,157	378,324	552,141	679,360
	補正予算(b)	0	300,000	203,208	0
	繰り越し等(c)	0	△ 289,826	97,687	
	合計(a+b+c)	398,157	388,498	853,036	
執行額(千円)	343,000	311,891	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	2	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	3	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	4	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	5	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	6	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
測定指標	7	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	「別紙のとおり」					
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器が前年に引き続き9割を超えた。</p> <p>また、分別収集量は、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、段ボール製容器は増加傾向にある。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成23年度における再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全てで法定基準を上回る率が引き続き達成されている。</p> <p>○家電リサイクル法に基づくルート以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係課室と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品卸売業では達成されているが、食品小売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っているが、木材は達成されていない。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向けおおむね期待通りの成果が得られている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討する必要がある。</p> <p>○「使用済小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)」(平成24年1月31日中央環境審議会答申)を踏まえ、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」を第180国会へ提出しているところである。</p> <p>この制度の開始当初において、円滑的な制度の運用と推進を図るため、市町村等の参加を促進していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p>
---------------------------	---

担当部局名	リサイクル推進室	作成責任者名	森下 哲	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------	--------	------	----------	---------

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]							
		ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器							
		2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫 オ. 洗濯機・衣類乾燥機							
		3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業							
		4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材							
		5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池							
		6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)							
		7. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器							
年度ごとの 目標値		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	目標年度	目標値	
指標	1 ア	341	339	338	337	—	27年度	337 (計画値)	
	イ	293	292	291	290	—		290 (計画値)	
	ウ	180	179	179	179	—		179 (計画値)	
	エ	130	133	137	139	—		139 (計画値)	
	オ	305	306	307	308	—		308 (計画値)	
	カ	818	846	857	866	—		866 (計画値)	
	キ	248	247	245	244	—		244 (計画値)	
	ク	141	141	141	141	—		141 (計画値)	
	ケ	697	697	698	698	—		698 (計画値)	
	コ	23	23	24	24	—		24 (計画値)	
	2 ア	—	—	—	—	—	各年度	70	
	イ	—	—	—	—	—		55	
	ウ	—	—	—	—	—		50	
	エ	—	—	—	—	—		60	
	オ	—	—	—	—	—		65	

3	ア	85	—	—	—	—	24年度	85
	イ	70	—	—	—	—		70
	ウ	45	—	—	—	—		45
	エ	40	—	—	—	—		40
4	ア	—	—	—	—	—	22年度	95
	イ	—	—	—	—	—		95
	ウ	—	—	—	—	—		95
5	ア	—	—	—	—	—	各年度	50
	イ	—	—	—	—	—		20
	ウ	—	—	—	—	—		55
	エ	—	—	—	—	—		55
	オ	—	—	—	—	—		60
	カ	—	—	—	—	—		55
	キ	—	—	—	—	—		30
	ク	—	—	—	—	—		50
6	ア	—	—	—	—	—	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
	イ	—	—	—	—	—		85
7	ア	1709 (97.7%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—	27年度	1,719 (98.2%) (計画値)
	イ	1710 (97.7%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—		1,719 (98.2%) (計画値)
	ウ	1712 (97.8%)	1714 (97.9%)	1714 (97.9%)	1719 (98.2%)	—		1,719 (98.2%) (計画値)
	エ	886 (50.6%)	897 (51.3%)	912 (52.1%)	920 (52.6%)	—		920 (52.6%) (計画値)
	オ	1722 (98.4%)	1724 (98.5%)	1726 (98.6%)	1,730 (98.9%)	—		1,730 (98.9%) (計画値)
	カ	1386 (79.2%)	1396 (79.8%)	1401 (80.1%)	1,411 (80.6%)	—		1,411 (80.6%) (計画値)
	キ	1743 (99.6%)	1743 (99.6%)	1743 (99.6%)	1,743 (99.6%)	—		1,743 (99.6%) (計画値)
	ク	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	1,745 (99.7%)	—		1,745 (99.7%) (計画値)
	ケ	1683 (96.2%)	1683 (96.2%)	1,685 (96.3%)	1,685 (96.3%)	—		1,685 (96.3%) (計画値)
	コ	1519 (86.8%)	1520 (86.9%)	1522 (87.0%)	1,523 (87.0%)	—		1,523 (87.0%) (計画値)

測定指標		実績値					目標年度	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]						27年度	
	ア. 無色のガラス製容器	332	327	328	327	調査中		356 (計画値)
	イ. 茶色のガラス製容器	291	287	284	283	調査中		307 (計画値)
	ウ. その他の色のガラス製容器	186	181	189	188	調査中		184 (計画値)
	エ. 紙製容器包装	83	84	89	93	調査中		171 (計画値)
	オ. ペットボトル	283	284	287	297	調査中		340 (計画値)
	カ. プラスチック製容器包装	644	672	688	709	調査中		1,004 (計画値)
	キ. スチール製容器	275	249	245	226	調査中		307 (計画値)
	ク. アルミ製容器	126	124	133	131	調査中		152 (計画値)
	ケ. 段ボール製容器	583	554	598	603	調査中		781 (計画値)
	コ. 飲料用紙製容器	17	15	15	16	調査中	28 (計画値)	
	2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]						各年度	60(~20年度) 70(21年度~)
	ア. 家庭用エアコン	87	89	88	88	89		55
	イ. ブラウン管式テレビ	86	89	86	85	79		50
	ウ. 液晶・プラズマテレビ	-	-	74	79	83		50(~20年度) 60(21年度~)
	エ. 冷蔵庫・冷凍庫	73	74	75	76	79		50(~20年度) 65(21年度~)
	オ. 洗濯機・衣類乾燥機	82	84	85	86	87		
	3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]						24年度	85
	ア. 食品製造業	81	93	93	調査中	調査中		70
	イ. 食品卸売業	62	59	58	調査中	調査中		45
ウ. 食品小売業	35	37	36	調査中	調査中	40		
エ. 外食産業	22	13	16	調査中	調査中			
4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]								
ア. コンクリート塊								
イ. アスファルト・コンクリート塊								
ウ. 建設発生木材								
5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)								
ア. デスクトップパソコン								
イ. ノートブックパソコン								
ウ. ブラウン管式表示装置								
エ. 液晶式表示装置								
オ. ニカド電池								
カ. ニッケル水素電池								
キ. リチウムイオン電池								
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池								
6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]								
ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)								
イ. ガス発生器(エアバッグ類)								
7. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]								
ア. 無色のガラス製容器								
イ. 茶色のガラス製容器								
ウ. その他の色のガラス製容器								
エ. 紙製容器包装								
オ. ペットボトル								
カ. プラスチック製容器包装								
キ. スチール製容器								
ク. アルミ製容器								
ケ. 段ボール製容器								
コ. 飲料用紙製容器								

4	ア	-	97	-	-	-	22年度	95
	イ	-	98	-	-	-		95
	ウ	-	89	-	-	-		95
5	ア	75.1	77.3	76.9	76.1	調査中	各年度	50
	イ	53.7	54.1	56.8	55.6	調査中		20
	ウ	78.1	75.4	74.3	74.8	調査中		55
	エ	70.7	70.8	69.4	69.8	調査中		55
	オ	73.5	73.3	73.6	73.2	調査中		60
	カ	76.6	76.6	76.6	76.6	調査中		55
	キ	64.1	63.3	72.5	73.5	調査中		30
	ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
6	ア	64.2~78.0	72.4~80.5	77.5~82.1	79.9~87	調査中		各年度
	イ	92.0~94.7	94.1~94.9	93.2~100	93~100	調査中	85	
7	ア	1,736 (95.6%)	1,723 (95.7%)	1,689 (96.5%)	1,660 (94.9%)	調査中	27年度	1,784 (97.9%) (計画値)
	イ	1,741 (95.9%)	1,724 (95.8%)	1,690 (96.5%)	1,662 (95.0%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)
	ウ	1,731 (95.3%)	1,716 (95.3%)	1,687 (96.3%)	1,657 (94.7%)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)
	エ	696 (38.3%)	644 (35.8%)	637 (36.4%)	627 (35.8%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)
	オ	1,765 (97.2%)	1,765 (98.1%)	1,736 (99.1%)	1,711 (97.8%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)
	カ	1,304 (71.8%)	1,308 (72.7%)	1,287 (73.5%)	1,303 (74.5%)	調査中		1,517 (83.0%) (計画値)
	キ	1,795 (98.8%)	1,780 (98.9%)	1,749 (99.9%)	1,722 (98.4%)	調査中		1,821 (99.7%) (計画値)
	ク	1,799 (99.1%)	1,780 (98.9%)	1,749 (99.9%)	1,718 (98.2%)	調査中		1,822 (99.7%) (計画値)
	ケ	1,627 (89.6%)	1,620 (90.0%)	1,621 (92.6%)	1,583 (90.5%)	調査中		1,759 (96.3%) (計画値)
	コ	1,405 (77.4%)	1,390 (77.2%)	1,354 (77.3%)	1,357 (77.5%)	調査中		1,591 (87.1%) (計画値)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	55,743,000	49,028,000	44,481,149	43,401,216
	補正予算(b)	1,597,000	0	16,606,000	0
	繰り越し等(c)	23,416,000	17,111,000	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	80,756,000	66,139,000	(※記入は任意)	
執行額(千円)	39,220,000	60,882,000	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		52	51	48	46	45	50	
	年度ごとの目標値							
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		20	20	20	20	21	25	
	年度ごとの目標値							
	3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		9年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		12	6.3	5.5	5.1	4.8	5.0	
	年度ごとの目標値							
	4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	22年度
		71	52	42	36	33	51	
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成22年度の一般廃棄物の排出量は45百万トン。平成24年度の目標値である50百万トンを下回っていることから、現時点で目標を達成している。総量及び国民一人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成22年度は、前年度に比べそれぞれ890千トン/年、18g/人・日減少している。</p> <p>○平成22年度の一般廃棄物のリサイクル率は21%。平成24年度の目標値である25%を下回っていることから、現時点では目標を達成していない。、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。</p> <p>○平成22年度の一般廃棄物の最終処分量は4.8百万トン。平成27年度の目標値である5.0百万トンを上回っていることから、現時点では目標を達成している。最終処分量は、毎年順調に減少している。</p> <p>○平成22年度の一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は33g-TEQ/年。平成22年度の目標値である51g-TEQ/年を下回っていることから、目標を大幅に上回り達成している。また、今後の削減計画については平成24年度改訂に向け検討中である。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>4つの指標のうち、一般廃棄物の排出量・最終処分量・焼却炉からのダイオキシン類の発生量という3つの指標において、目標値を達成しているため、一般廃棄物の排出抑制、適正処理は推進できている。</p> <p>一方、達成できていない一般廃棄物のリサイクル率については、緩やかに上昇しているものの、現時点においては目標を達成できていない。今後、バイオマス等、未利用の部分の利活用を進めるなどして、リサイクル率の向上に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	一般廃棄物処理実態調査
---------------------------	-------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,914,000	11,349,000	13,374,415	11,459,191
		補正予算(b)	114,000	0	0	0
		繰り越し等(c)	10,967,000	1,950,000		
		合計(a+b+c)	23,995,000	13,299,000		
	執行額(千円)	11,520,000	7,213,000			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		419	419	403	390			423
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
測定指標	2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		52	52	54	53			53
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
測定指標	3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		20	20	17	14			18
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	産業廃棄物の排出及び処理状況等の平成21年度の実績は、前年度に比べ、産業廃棄物の排出量は約4%、最終処分量も19%減少しており、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進に向け着実に進んでいる。
	目標期間終了時点の総括	平成19年度から平成21年度までに産業廃棄物排出量は29百万トン減少、最終処分量は6百万トン減少、リサイクル率は1%増加し目標を達成している。目標年次である平成27年度においても同様に目標値を達成できるよう、今後も産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進に向け継続して取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	廃棄物処理制度専門委員会、廃棄物処理基準等専門委員会 等
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査
---------------------------	----------------

担当部局名	産業廃棄物課	作成責任者名	廣木 雅史	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,858,136	3,960,450	3,969,978	351,065
		補正予算(b)	0	0	4,310,751	0
		繰り越し等(c)	0	▲ 125,532	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	3,858,136	3,834,918	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	3,858,136	3,834,918	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年2月第177回国会衆・参環境委員会環境大臣挨拶において、産業廃棄物の適正な処理を推進し、不適正処理・不法投棄対策を進めるなど、安全・安心な廃棄物処理を推進との発言があった。					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		1,049	382	308	279	216	24年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値	-					-
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		43.3	10.2	20.3	5.7	6.2	24年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値	-					-
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	2	4	2	2	24年末頃公表予定	0
		年度ごとの目標値	-					-
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	-
		年度ごとの目標値	-					-
	5 クリアランス物のトレーサビリティの確保	基準	施策の進捗状況					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	クリアランス制度に係る現場確認作業マニュアルを作成	クリアランス物情報管理システムを新たに構築	-
		年度ごとの目標値	-					-
6 バーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	
	年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度	
	-	55	46	71	57	50	-	
	年度ごとの目標値	-					-	-
7 バーゼル法輸入承認件数	基準値	実績値					目標値	
	11年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度	
	-	35	36	40	46	44	-	
	年度ごとの目標値	-					-	-

8 廃棄物処理法輸出確認件数	基準値	実績値					目標値
	11年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度
	—	36	33	27	30	26	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
9 廃棄物処理法輸入許可件数	基準値	実績値					目標値
	年度	19年	20年	21年	22年	23年	年度
	—	6	9	18	11	9	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—

<p>目標の達成状況</p>	<p>○不法投棄対策等については、不法投棄の件数は減少、量も減少しており、基準年(平成11年度)の値を概ね半減という目標は達成した。</p> <p>○有害な廃棄物の適正な処理の確保については、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を改訂(平成23年3月)した。また、「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例」を作成した。</p> <p>○バーゼル法及び廃棄物処理法による厳格な輸出入審査を実施した。</p> <p>○地方環境事務所において、輸出業者等への法規制の周知徹底のための法規制に関する情報提供の定期的な実施や事前相談対応を行うとともに(バーゼル法等説明会の実施(全国12カ所)や事前相談の実施(約1,800件)等)、不法輸出入疑義案件への対応として、税関における開披検査立会等を行い、適正な輸出入の確保のための取組を進めた。</p> <p>○バーゼル法の適切な運用に関する検討を行い、規制対象の明確化のための判断指針案等を取りまとめた。</p> <p>○アジア地域における情報交換体制(アジアネットワーク)を推進し、バーゼル条約担当官等が出席するワークショップの継続的な開催やウェブサイトの運用等により、アジア地域の有害廃棄物等の不法輸出入の防止に貢献した。</p> <p>○アジア各国やバーゼル条約地域センターの電気電子機器廃棄物やコンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理に関するニーズに基づき、バーゼル条約上で行われているアジア地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトや、コンピュータ機器廃棄物パートナーシッププログラム(PACE)における各プロジェクトに環境相担当職員が参画し、プロジェクトの計画・実施を行った。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>○不法投棄対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量は減少しており、基準年(平成11年度)の値を概ね半減という目標は達成した。今後も引き続き、都道府県等と連携し、情報共有や監視体制の強化を図り不法投棄等の防止を進めるとともに、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行う。</p> <p>○有害な廃棄物の適正な処理の確保のための検討を行い、以下の文書の改訂等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂(平成23年3月) ・新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成(平成23年8月) <p>今後は、水銀条約が制定見込みであること、HBCCIに関して化審法改正の動きがあることから、これらの物質についても適正な処理を確保する。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。</p> <p>○バーゼル条約で行われているアジア地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトや、コンピュータ機器廃棄物パートナーシップ(PACE)のプロジェクトへの参画や関連する会議に出席し、アジア地域におけるこれらの廃棄物等の環境上適正な管理に関する各種活動に貢献した。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>支障除去等に関する基金のあり方懇談会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会廃棄物処理基準等専門委員会</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成22年度)について」http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14644</p>
----------------------------------	--

担当部局名	適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名	吉田 一博	政策評価実施時期	平成24年8月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				
達成すべき目標	中山間地域等の汚水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	105	129	98	75
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	105	129	(※記入は任意)	
執行額(千円)	35	72	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値
		19年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		8.82	8.82	8.87	8.84	8.74	調査中	12.0
	年度ごとの目標値							
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
年度ごとの目標値								
		施策の進捗状況(実績)					目標	
							年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成24年度時点で浄化槽処理人口普及率12%を目標としているが、平成22年度時点で8.74%(東北3県除く)であり、ここ数年増加の傾向はないため、目標の達成は困難である。
	目標期間終了時点の総括	平成19年度末から平成22年度末までに合併処理浄化槽は28万基増加しているが、核家族化が進み1世帯あたりの人数が減少したことによる、1基当たり処理人口の減少等の影響を受けており、浄化槽普及人口の大幅な増加による目標の達成を見込むことは困難である。 今後、平成23年度の普及状況を確認した上で今期の伸び悩みの原因分析を総括して整理するとともに、今後の増加要因及び減少要因を検証し、普及促進のための施策の検討も踏まえ、新たな目標の設定を行う予定である(5年後の目標を予定)。

学識経験を有する者の知見の活用	今後の汚水処理のあり方の検討にあたって、汚水処理に関する3省(農林水産省、国土交通省、環境省)の政務官により設置された検討会の元で、有識者等委員会を設置し、専門的知識を有する学識経験者等から意見等を聴取した。(平成22年11月17日から平成23年7月29日までの間に6回開催)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成19~22年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	浄化槽推進室	作成責任者名	浄化槽推進室長 藤塚 哲朗	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------	--------	------------------	----------	---------

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	750,947,382
		繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)
		合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)
	執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)		施策の進捗状況(23年度実績)	目標
		8.1	25年度
			100

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成26年3月末までに災害廃棄物の処理・処分を完了するという目標達成に向けて、広域処理の調整や災害廃棄物の再生利用の促進を図るなど、災害廃棄物の処理・処分を加速させていく必要がある。
	目標期間終了時点の総括	<p>○今回の震災においては、被災地に環境省職員やコンサルタントを派遣・常駐させる等の人的支援や、被災市町村が廃棄物処理を委託する際の再委託の特例等の法制上の特例措置、市町村が行う災害廃棄物処理事業の補助率の嵩上げなど、様々な取組を実施してきた。</p> <p>○平成24年3月末時点において、災害廃棄物の仮置場への搬入は、福島県内の警戒区域を除く市町村において概ね達成している。</p> <p>○平成23年度については、仮置場への搬入作業を重点的に行ってきたこともあり、災害廃棄物の処理・処分割合は、8.1%であるが、被災地の仮設焼却炉が順次稼働しており、今後の災害廃棄物の処理速度は上がっていくものと予想される。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理にあたり、国立環境研究所を中心として立ち上げた震災対応ネットワークの知見を活用し、津波堆積物処理指針等を取りまとめた。 災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-27)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	180,609	171,528	138,208	109,496
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰り越し等(c)	0	△1575	1,575	
		合計(a+b+c)	180,609	169,953	160,155	
	執行額(千円)	147,882	140,925	121,868		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	330	344	220	151	151	151
		年度ごとの目標値	330	344	220	151	151	
	2 環境リスク等初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値
		H16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		57	29	33	23	21	19	20
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
	3 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	39年度
-		-	11 (パイロット調査H21年2月よりリクルート開始)	453 (パイロット調査)	3,208 (調査実施体制の整備・H23年1月調査開始)	30,626	100,000	
		年度ごとの目標値	-	-	-	8,000	33,000	

目標の達成状況	<p>○平成23年度については、151物質数・媒体数の化学物質の一般環境中における残留状況を把握し、化学物質に係る各種施策に活用された。</p> <p>○化学物質の内分泌系かく乱作用について、これまでに開発した試験法をOECDでテストガイドライン化し、平成22年からは、EXTEND2010に沿って、化学物質の選定、個別の物質の試験が実施された。</p> <p>○平成23年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の19物質に対し、環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。</p> <p>○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末より参加者の募集・登録を開始した。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○引き続き、化学物質の一般環境中における残留状況を把握し、調査結果が環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用されることを目的として、省内関係各課室からの調査要望のあった物質について、一般環境中における化学物質の残留状況の調査を推進・強化する。調査に当たっては、化審法に基づく優先評価化学物質など、要調査物質の増加に対応するため、物質特性による同時分析の可能性などを十分に検討し、効率的かつ効果的な調査を実施する。</p> <p>○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署におけるより詳細なリスク評価等の検討などのための重要な科学的知見として行政施策にも活用されており、着実に進めていく必要がある。今後も、PRTRデータやシミュレーションモデルなどを活用しながら、ばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施するとともに、過去にリスク評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとした物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく必要がある。</p> <p>○エコチル調査では、全国の大学、医療機関等の協力を得て、10万組の参加者の募集・登録、出生児の健康調査等の追跡調査がを着実に進めるため、調査実施体制を強化する。</p> <p>○化学物質の内分泌系かく乱作用について、リスク管理の検討に向け、評価手法の確立と評価の実施を加速化する等、EXTEND2010に沿った各物質の評価を進める。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 ○化学物質の内分泌系かく乱作用に関する検討会 ○環境リスク等初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ○多数の専門家からなるエコチル調査企画評価委員会、国際連携会議、広報戦略委員会を設置し、本調査の企画・評価を実施し、適宜事業に反映。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成23年度化学物質の内分泌系かく乱作用に関する総合的調査・研究業務報告書 平成24年度版「化学物質と環境」(平成25年3月公表予定)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境リスク評価室 環境安全課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>戸田 英作 早水 輝好</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	204,381	237,372の一部	187,920の一部	93,868
		補正予算(b)	0	△17,997	0	
		繰り越し等(c)	0	△3,024	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	204,381	168,457	(※記入は任意)	
執行額(千円)	141,445	125,321	147,033			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:単位トン)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	520,537	483,370	435,263	421,504	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 ダイオキシン類の耐容1日摂取量(推計) ※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			0.95	0.93	0.85	0.83	-	-
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	
	3 化学物質の生態毒性に関する有害性情報の収集・整理を行う物質数	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	324	2071	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成22年度のPRTR対象物質のうち届出対象物質見直し以後も継続して届出対象物質として指定された276物質(以下「継続物質」という。)の環境への総排出量等は、前年度と比較して3.2%減少。 ○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。 ○平成23年度には、2071物質について化学物質の生態影響に関する有害性情報の収集・整理を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○届出対象物質の排出量等は減少傾向にあるが、経済活動等による届出事業者数の減少傾向も考慮し、引き続きPRTR対象化学物質の管理施策を実施していく必要がある。 ○公表データの活用についても、今後より積極的な利用を促す必要がある。 ○ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図っており、引き続き、一日摂取量を算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する必要がある。 ○化審法に基づくリスク評価を着実に進めるため、引き続き情報収集を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために請負先に設置した作業部会における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 ○生態毒性試験に関する情報収集の際に、試験の信頼性に関して学識経験者の知見を活用する。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成23年度PRTRデータの概要(平成24年度末公表予定) 平成23年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成24年度末公表予定)</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境リスク評価室 環境安全課 化学物質審査室	作成責任者名	早水 輝好 戸田 英作 瀬川 恵子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	---------

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、現在制定に向けて国際交渉中の水銀条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	261,718	333,213	246,719	194,406
		補正予算(b)	0	2,160	△489	
		繰り越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	261,718	331,053	246,230	
執行額(千円)	290,009	342,483	234,309			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成22年度水俣病犠牲者慰霊式「祈りの言葉」(抜粋)(平成22年5月1日鳩山総理(当時)) 「私は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が、世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献していく決意です。このため、まず来年1月に開催される第2回の交渉会議を我が国で開催することといたします。さらに、この条約の採択と署名を行うために2013年頃開催される外交会議についても我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付け、水銀汚染の防止への取組を世界に誓いたいと思います。」					

測定指標	1 GHSに基づく環境有害危険性分類を新規に実施した分類物質数	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			184	332	266	232	204	190
		年度ごとの目標値	184	332	266	232	180	
	2 化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
		施策の進捗状況(実績)					目標	
							年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成23年1月に水銀条約の制定に向けた第2回政府間交渉委員会を我が国で開催し、国際交渉に積極的に貢献するとともに、条約の採択・署名のために平成25年に開催予定の外交会議の我が国開催が了承された。</p> <p>○平成23年9月に水銀条約に関するアジア太平洋地域会合を我が国で開催し、第3回政府間交渉委員会における議論の促進に貢献した。</p> <p>○我が国の水俣病の経験や水銀対策について広報資料を作成・各国に配布する等、我が国の知見について積極的な情報発信を行った。</p> <p>○水銀廃棄物管理に関するUNEPパートナーシップにおいて、ガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。</p> <p>○POPs条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制の構築に貢献するとともに、わが国を含め、当該地域におけるPOPsモニタリングをひき続き実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p><今後の課題></p> <p>○水銀条約の制定に向けて、水俣病経験国として、引き続き交渉に積極的に貢献するとともに、国内において必要な施策等を検討する。また、平成25年に我が国で開催予定の外交会議に向けた準備を行う。さらに、有害金属の環境監視を引き続き行い、国際的取組のための科学的知見を充実させる。</p> <p>○POPs条約対応のため、改定した国内実施計画に基づき、新たにPOPs条約に追加された物質群のモニタリング等を計画的に実施していく。</p> <p>○SAICM国内実施計画の策定を進める。また、アジア太平洋地域代表のビューローとして、同地域におけるSAICM実施についてリーダーシップを発揮する。</p> <p>○GHSの普及のため、対象となる物質の分類を引き続き行うなど、関連する国内の取組を強化する。</p> <p>○OECD等について、引き続き、テストガイドラインの新規検討等の必要な検討及び対応を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	水銀、POPs等に係る課題について、専門家による検討会を開催し、その検討結果を取組に反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度 SAICM国内実施計画に係る検討等調査業務報告書 平成23年度 水銀等の残留性物質の排出及び長距離移動特性の検討に関する調査・研究業務報告書 平成23年度 GHSに係る化学物質基礎データ整備等業務報告書 平成23年度 アジア太平洋地域におけるSAICM動向調査等業務報告書
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	早水 輝好	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	889,266	936,901	5,619,602	653,198
		補正予算(b)	0	0	△ 2,882,875	0
		繰り越し等(c)	971,203	29,503	180,908	
		合計(a+b+c)	1,860,469	967,371	2,917,635	
	執行額(千円)	1,184,000	549,000	904,876		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域等に係る環境調査等件数	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	3	8	6	8	6	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 茨城県神栖市における緊急措置事業等の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 茨城県神栖市における地下水の高濃度汚染対策事業(累積有機ヒ素除去量(kg))	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	約99	約142	-	約146
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	A事案区域等に係る環境調査等及び茨城県神栖市における緊急措置事業の実施により、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。また、茨城県神栖市における地下水の高濃度汚染対策事業は、累積有機ヒ素除去量の目標値をほぼ達成し、無事に完了した。
	目標期間終了時点の総括	A事案区域等の環境調査等に関しては、土地改変時等の地元のニーズに対応し、引き続き適切に実施する必要がある。 茨城県神栖市における緊急措置事業に関しては、引き続き必要な対策を講じることで、健康被害者の健康不安の解消を図る必要がある。 神栖市における地下水の高濃度汚染対策事業に関しては、対策開始当初の目標である有機ヒ素化合物の約90%を除去し、矢板で囲まれた汚染源周辺についても、処理を完了した。今後は、地下水の定期的なモニタリングを継続して行う。

学識経験を有する者の知見の活用	国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会及びジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会において今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室	作成責任者名	戸田 英作	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,349,950	1,989,288	1,690,837	1,600,209
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,349,950	1,989,288	(※記入は任意)	
執行額(千円)		2,212,618	1,806,796	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準値	実績値					目標値	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	2 健康被害予防事業等の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	3 公害保健福祉事業の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度		
-		-	-	-	-	-	-		
年度ごとの目標値									

施策に関する評価結果	目標の達成状況	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。
	目標期間終了時点の総括	公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。さらに大気汚染の状況について、幹線道路沿道における局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査及び環境保健サーベイランス調査の結果を患者会に説明し、リスクコミュニケーションに努める。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名	宮島 道也 加藤 祐一	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--------------------	--------	----------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	12,034,395	12,103,245	13,235,964	15,035,487
		補正予算(b)	△ 387,304	△ 1,328,094	672,543	0
		繰り越し等(c)	0	40,373,534	11,521,346	
		合計(a+b+c)	11,647,091	51,148,685	25,429,853	
	執行額(千円)	8,562,953	49,048,800	22,933,959		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標値
			水俣病患者手帳等保有者に対する療養費(はりきゅう施術費・温泉療養費含む)を着実に支給。	年度 —
	2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の生活支援、神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーションの実施等の事業を、地方公共団体等と連携して実施。	年度 —
	3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			水銀による環境汚染等の問題を抱える東・東南アジアの国々を中心に、若手の環境行政担当者等を水俣に招聘し研修を行うとともに、環境問題・地域再生に関心のある市民、教育関係者、環境・教育を学ぶ学生、自治体、企業を対象としたセミナーを開催。	年度 —

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成22年4月に閣議決定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づき、救済措置が一步一步前進しているとともに、平成23年3月にはノーモアミナマタ訴訟(新潟、熊本、大阪、東京の各地裁)の和解が成立したところである。
	目標期間終了時点の総括	特措法に基づき水俣病発生地域における医療・福祉施策を着実に進めているところであるが、高齢化が進む胎児性水俣病患者とその御家族の方など関係の方々が、生涯にわたって安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、今後は胎児性患者1人1人の個別の実情に合わせた生活支援の在り方について検討を行い、更なる水俣病発生地域における医療・福祉施策の充実を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	特殊疾病対策室	作成責任者名	大坪寛子	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿健康被害の救済対象者に、広く制度の存在を周知し、法に基づき被害者の救済を図る。石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	759	795	750	688
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	759	795	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	698	667	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 石綿法に基づく認定業務の推進状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	2 認定者に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	3 7地域における健康リスク調査の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標
								年度

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成23年度末までに7,510件(平成22年度末:6,732件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。</p> <p>○平成22年度調査の結果、受診者は2,721人であった。石綿ばく露特有の所見である胸膜プラークが見られた者は724人であり、また、724人のうち職業等によるばく露歴が確認できない者(一般環境経路による石綿ばく露を否定できない者)者は259人であった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>上記の達成状況のとおり、石綿健康被害の救済対象者に、広く制度の存在を周知し、法に基づき被害者の救済を図るとともに、石綿健康被害の予防に関する調査研究を推進した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	石綿健康被害対策室	作成責任者名	桑島昭文	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------	--------	------	----------	---------

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	27,040	30,453	24,393	23,617
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	27,040	30,453	24,393	
	執行額(千円)	26,796	26,292	24,265		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 熱中症対策講習会受講者数 (当該講習会は平成24年度より実施)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	昨年度から進捗が見られたが、更なる推進のためには以下の課題が残った。
	目標期間終了時点の総括	○花粉症については、花粉総飛散量や花粉飛散開始・終息時期の予測モデルの精緻化が進むとともに、新たに飛散ピーク時期の予測を実施する等の進捗があった。 ○黄砂の健康影響については、知見の収集を進めるとともに、疫学的手法を用いた分析を行うためのデータの収集を行った。今後は、収集したデータに基づき、更に分析を行い調査研究を進める必要がある。 ○熱中症についての知見の収集を進めるとともに、マニュアル等を用いて更なる普及啓発を進めることができた。しかし、猛暑により熱中症による死者が大幅に増加する等の状況もあり、かつ近年夏季の節電が求められていることにより、今後更なる普及啓発を進める必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	専門家による検討会を開催し、花粉飛散予測の精度向上のための予測式見直しや、適切な情報提供の方法について、意見聴取を行い反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度花粉症に関する調査・検討業務報告書 平成23年度黄砂による健康影響調査検討業務報告書 熱中症環境保健マニュアル等の普及啓発用印刷物
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	早水 輝好	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理を平成26年3月末までの処理を目指す(この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする)。 指定廃棄物については、平成26年度末を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保することを目指す。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	79,224,774
		補正予算(b)	-	-	46,198,912	
		繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	
執行額(千円)		-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
		「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の設置に向けた取組を実施中。	25年度※ 100
		施策の進捗状況(実績)	目標
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	「指定廃棄物の今後の処理の方針」に基づき、最終処分場設置に向けた取組を実施中。	100
		施策の進捗状況(実績)	目標
3 中間貯蔵施設の供用開始	/	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	27年 供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成すべく、仮置場や焼却炉の設置に向けて取組を行っているところ。 指定廃棄物の今後の処理の方針に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行っているところ。 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。
	目標期間終了時点の総括	<p>現地の現状等を把握しつつ、「対策地域内廃棄物処理計画」、「指定廃棄物の今後の処理の方針」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」を策定したところである。今後は、これらに基づき対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理・処分並びに中間貯蔵施設設置を進めていくこととしている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	・災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	199,662,689
		繰り越し等(c)	—	—	-125,678,429
		合計(a+b+c)	—	—	(※記入は任意)
	執行額(千円)	—	—	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第百七十九回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(原発事故の一日も早い収束のために) ・第百七十八回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(復旧・復興の加速)				

測定指標	1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	放射線量計測等	施策の進捗状況(実績)	目標
				追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	放射線量計測等
	2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	放射線量計測等	放射線量計測等	放射線量計測等
	3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	放射線量計測等	放射線量計測等	放射線量計測等
	4	中間貯蔵施設の供用開始	放射線量計測等	放射線量計測等	放射線量計測等

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、除染モデル実証事業、役場等公共施設における先行除染、常磐道における除染モデル事業等を実施するとともに、5市町村で除染計画を策定している(平成24年6月現在)。また、汚染状況重点調査地域に指定された市町村(104)のうち、約9割の市町村において本法に基づく除染計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定している(平成24年6月現在)。さらに、本年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築している。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。</p>
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○上記を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら、除染等の措置等を推進するとともに、中間貯蔵施設設置に向けた取組を進めていく必要がある。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>環境回復検討会等</p>
------------------------	-----------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月) ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行チーム</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>江口 博行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	--------------	-----------------	----------------